

部活動指導員 募集要項

(令和4(2022)年6月1日以降任用希望者用)

栃木県立宇都宮高等学校では、会計年度任用職員（部活動指導員）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県立宇都宮高等学校 宇都宮市滝の原3-5-70	部活動(バドミントン部)に関する以下の指導業務 ・ <u>学校内外での活動(大会、練習試合等を含む)の引率</u> ・実技指導 ・安全・障害予防に関する知識・技能の指導 ・用具・施設の点検・管理 ・部活動の管理運営（会計管理等） ・保護者等との連絡 ・年間・月間指導計画の作成 ・生徒指導に係る対応 ・事故が発生した場合の現場対応

2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日（予定、延長・短縮の可能性あり）
 ＊1 採用後、1か月間は条件付採用期間となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
 ＊2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任用期間満了後に再度採用されることがあります。
- (2) 勤務時間 勤務時間は、バドミントン部の活動時間(大会等の引率を含む)とし、年間の総勤務時間が515時間を超えない範囲で校長が割り振ります。
- (3) 給 与
 ① 時 給 1,600円
 ② 通勤手当 当方の規程により通勤手当を支給します。
- (4) 有給休暇 年次有給休暇（任用期間が6か月以上の者）ほか
- (5) 社会保険 雇用保険対象外となります。災害補償については、労働者災害補償保険法によりまします。
- (6) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されます。

3 募集対象

次の(1)～(7)の全てを満たす人及び(8)～(10)のいずれかに該当する人

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条の欠格事項に該当しない人
- (2) バドミントンに関して十分な知識と経験を持つ人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人
- (4) 公務員でない方
- (5) (部活動指導員として任用された場合)週の勤務時間の合計※ が40時間以上にならない方
- (6) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等、その他部活動指導員として不適格と認められる事項がない方
- (7) 20歳以上70歳未満である方

- (8) 教員免許を授与された経験がある方（有効・無効問わない）
- (9) 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を所有している方
- (10) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定している学校において、部活動の指導経験がある方

※ 部活動指導員としての週の勤務時間と、その他お務めの場合は、その職の週の勤務時間を合計した時間を指します。

4 受付期間

令和4年5月26日（木）から

※応募者を一定数確保できた場合は、募集を締め切ります。

5 選考方法

書類審査のほか、教職への意欲や適性などについて個別に校長が面接を行います。日時・場所は校長が指定します。

6 申込方法

栃木県立宇都宮高等学校に電話で連絡の上、履歴書（写真付）を下記の送付先まで郵送するか、持参してください。

※履歴書は市販のもので結構です。自筆で必要事項を記入してください。

※郵送する場合には、封筒の表に「部活動指導員選考申込」と朱書きしてください。持参する場合には、平日の8：30～16：30の間にお越しください。

※提出された書類は、採用の有無にかかわらず返却いたしません。採用されなかった応募者の書類は廃棄いたしますのでご了承ください。

○履歴書の送付・提出先

〒320-0846 栃木県宇都宮市滝の原3丁目5番70号
栃木県立宇都宮高等学校 TEL 028-633-1426

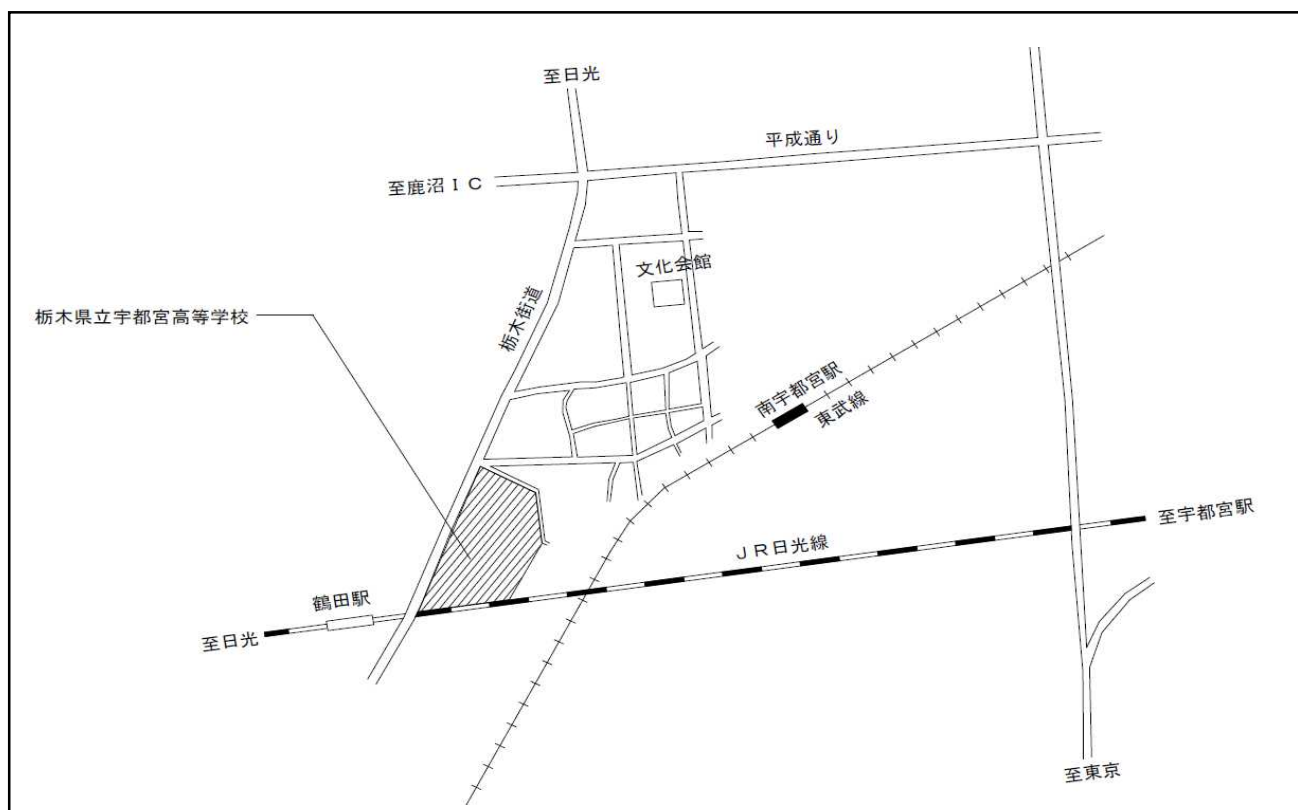
7 結果の発表

選考結果を伝える日については、校長から面接の際に御連絡いたします。

8 問い合わせ

御不明な点等ございましたら、下記にお問い合わせください。

栃木県立宇都宮高等学校案内図
〈案内図を添付〉



問い合わせ先

栃木県立宇都宮高等学校

TEL 028-633-1426